

2007. 1

Law Office YODOYABASHI

No.7



熊野路大銀杏

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

淀屋橋法律事務所

弁護士 山本 寅之助
弁護士 山本 彼一郎
弁護士 出口 みどり
弁護士 井上 敏志
弁護士 山口 崇

弁護士 芝 康司
弁護士 泉 薫
弁護士 奥田 直之
弁護士 今井 佐和子
弁護士 西川 暢春

弁護士 藤井 勲
弁護士 阿部 清司
弁護士 安田 正俊
弁護士 西野 航

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936 E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

明けましておめでとうございます
本年もよろしく願いいたします

2007年1月

淀屋橋法律事務所一同



若手弁護士の他己紹介



井上敏志 弁護士

事務所パーティーでの寸劇で、井上弁護士の演じたその筋の人は見事なはまり役でした。ゴルフの力量も事務所内でも1位2位を争う凄腕です。しかし、彼の最大の武器は、迫力ある風貌でも、250ヤードは軽く超えるティーショットでもなく、深い思惟と抜群のバランス感覚です。折に触れ垣間見える含蓄深い見識に瞠目したことは一度や二度ではありません。見習いたいと思う所以であります。(今井 記)

今井佐和子 弁護士

エネルギー溢る仕事ぶりの中にも、細やかな心配りを忘れることなく、数多くの事案に粘り強く取り組んでいます。

最近では、入所以来、特に関心を持って取り組んでいた著作権関連問題で、世間の注目を集める事件の弁護団の一員として尽力していますし、その他、刑事弁護にも精力的に取り組んでおり、昨年は1年のうちに2件の無罪判決を獲得するという快挙を成し遂げるなど、素晴らしい活躍を見せています。(井上 記)



西野 航 弁護士

私の1期上の西野弁護士を紹介致します。

西野先輩は、いつも大きな声で自信満々です。事務所中に大声が響き渡ります。法廷でも、大きな声が響き渡っていることでしょう。服装は、冬でもクールビズの個性派(環境派?)です。また、後輩の私にとっては、面倒見のよい優しい先輩です。些細なことでも、面倒くさがらずに丁寧に教えてくれる頼りになる先輩です。依頼者へのアドバイスも懇切丁寧なこと間違いありません。(西川 記)

山口 崇 弁護士

弁護士3年目を迎えた山口崇弁護士。仕事の幅も広がり、多種多様な分野の仕事をこなしています。公私ともに気配りの出来る紳士で、普段は柔らかな物腰ですが、いざというところでは妥協を許さない強い信念も併せ持っています。

誠実・丁寧に、かつ、スピーディーに仕事をこなす姿は、同期として、学ぶべきところがたくさんあります。(西野 記)



西川暢春 弁護士

西川弁護士は、移動時間も法律書を離さないように、真面目で純粋。一目見て頂ければ(?)お分かりでしょう。

日々、机の上に収まりきれない事件記録に埋もれながら、確実な処理をされています。弁護士2年目を迎えて経験も増し、民事介入暴力問題を始め、興味のある分野は幅広いです。仕事に対する真摯な姿勢と、目標に対し正面から向き合うやり方は、見習うべき点が多くあります。(山口 記)



法律事務所からのアドバイス

第6回 「いじめ問題に思う」



いじめを苦にした自殺事件がマスコミを賑わしています。筆者も、現在大阪府の学校教育審議会委員の立場にあり、大変憂慮すべき事態にあると認識しています。

学校における「いじめ」問題は、第3の「ブーム」を迎えたと言われています。第1次は、'85年前後で、中野富士見中学の鹿川君事件('86年)が、痛ましい「葬式ごっこ」のエピソードとともに思い出されます。第2次は、'95年前後で、愛知県で大河内君のいじめ自殺事件('94年)がありました。それから再度10年前後を経て現在の状況に至っているというわけです。

被害者が自殺にまで至るいじめが後を絶たない理由には、家庭、地域、学校の教育力が低下していること、そしてそれぞれの役割分担や連携がうまくいっていないことが挙げられると思います。もっとも、その社会学的分析は筆者の手に余る課題ですので、本稿では法的問題に絞って解説したいと思います。

いじめを行った加害生徒の行為が、暴行、傷害、強要、侮辱、名誉毀損、器物損壊などの犯罪に該当する場合があります。現実には少年事件として立件されるケースもあります。しかしながら、多数の加害生徒から継続的に繰り返されたいじめを苦にして自殺をしたようなケースでは、遺族の「真実を明らかにしたい」という気持ちが、損害賠償請求訴訟という形で実現されることがあります(山形マット死事件のように、少年事件では「非行事実なし」とされた者が、民事事件では賠償責任を肯定されたケースもあります)。

民事訴訟では、「賠償責任を負うのは誰か」という問題がまずあります。加害生徒が責任を負うのは当然ですが、その保護者が責任を負うのは、加害生徒が幼くて責任能力(自分のしたことが理解できて、賠償責任を負担させることができる年齢にあること)がない場合だけだからです(民法714条)。責任能力は、一般的に言って12歳くらいで備わるとされていますので、中学校でのいじめについて保護者の責任を問うことは難しいことになりそうです。そこで、「いじめのような加害行為をしないように監督すべき義務を怠った過失」が親にあるとして、その不法行為責任(民法709条)を追求する訴訟が出されるようになりました。そしてこれを肯定する裁判例も出ています(さいたま地裁平成15年6月27日判決。判例時報1849号など)。

次に学校の責任ですが、学校が生徒に対して安全配慮義務を負っていることには、ほぼ異論がありません。ただし、具体的な事例においてはその結論は千差万別で、特に被害生徒の自殺についてまで責任を負うかどうかについては、自殺の予見可能性を否定して責任を認めないのが裁判所の一般的傾向でした(前述の中野富士見中学事件もそうでした)。

ところが、神奈川津久井いじめ自殺事件では、「いじめに関する報道、通達等によって、学校内における生徒間のいじめを原因として小中学生が自殺するに至った事件の存在が相当程度周知されていた」ことを理由に、教師の自殺に対する予見可能性を肯定した裁判例が現れました(東京高裁平成14年1月31日判決。判例時報1773号)。裁判所の判断が時代の流れで変化するのは当然ですが、「子どもの自殺が予見できる社会」というのも悲しい気がします。(泉記)

役に立つ法律情報

第6回「成年後見制度」

成年後見制度は、平成12年4月1日から既に施行されていますので、既に制度の存在自体についてはほとんどの方がご存知だと思いますが、改めて制度内容について簡単に紹介したいと思います。

1. 目的

成年後見制度は精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立をして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

相続人のために遺産を残すことや相続税対策をするための制度ではありません。

2. 種類

成年後見制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」からなり、法定後見制度はさらに本人の精神上の障害の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分けることができます。任意後見制度は本人の判断能力が衰える前から利用できますが、法定後見は判断能力が衰えた後でないと利用できません。

「後見」は、精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）によって判断能力を欠く常況にある人を保護します。大体、常に自分で判断して法律行為をすることはできないという場合です。

「保佐」は、精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）によって判断能力が特に不十分な人を保護します。簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできないという場合です。

「補助」は、精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）によって判断能力が不十分な人を保護します。大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助してもらえないという場合です。

3. 申立ができる人

成年後見制度を利用するには、申立が必要となりますが、この申立をすることができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族（本人のいとこやひ孫の子、甥・姪の子までが含まれます）の他、市町村長が申立をすることができます。

ただ、補助については、本人以外の者が申立をする場合、本人の同意が必要となります。

4. 後見、保佐、補助のどの手続きを選択するか

成年後見制度の内どの手続きを選択するのかの判断基準としては、

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 自己の財産を管理処分することができない場合 | 後見 |
| ② 管理処分するには常に援助が必要となる場合 | 保佐 |
| ③ 援助が必要となるものがある場合 | 補助 |
| ④ 自己の財産を単独で管理処分することができる | 申立不要 |

となります。

5. 任意後見制度

裁判所が後見人などを選任する法定後見制度以外に、予め本人が公正証書により後見人を選んで任意後見契約を締結する方法もあります。

任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人といいます）を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、後見契約の内容を明確にするために公正証書を作成します。

任意後見は、家庭裁判所が本人の状態を見て、後見監督人を選任した時から開始されます。

任意後見制度は、こうして本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて監督して運営されることとなります。

表紙の写真について

表紙の写真は、いつものように芝の作品です。大地にしっかり根を下ろし、力強く成長する神秘的な力が見えませんか。